

シンポジウム 若手企業内弁護士

弁護士業務
委員会主催
2005・3・21

第2回

全3回連載予定

コメンテーター



片岡 詳子 ● *Shoko Kataoka*

大阪弁護士会所属 (50期)

松下電器産業株式会社

1991年 3月 同志社大学法学部法律学科卒業
1995年10月 司法試験合格
1996年 4月 司法研修所入所
1998年 4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)
1998年 4月 大阪市内の法律事務所勤務
2000年 4月 法律事務所Do SOLO! 設立
2001年10月 松下電器産業株式会社法務本部勤務



前田 則政 ● *Norimasa Maeda*

第二東京弁護士会所属 (50期)

エイアイジー・グローバル・リアルエステイト・インベストメント・
ジャパン・コーポレーション Vice President 法務部長

1988年 東京大学法学部卒業
1996年 司法研修所入所
1998年 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
1995年 集国際法律事務所に勤務
2001年10月 エイアイジー・グローバル・リアルエステイト・イン
ベストメント・ジャパン・コーポレーションに勤務



梅田 康宏 ● *Yasuhiro Umeda*

東京弁護士会所属 (53期)

日本放送協会

総務局法務部

1996年 3月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
1997年10月 司法試験合格
1998年 4月 司法研修所入所
12月 日本放送協会入局 総務局法務部に配属



花田 容祐 ● *Yosuke Hanada*

第二東京弁護士会所属 (56期)

NTTコミュニケーションズ株式会社

法務考査部 法務担当

1989年 3月 東京大学法学部卒業
1989年 4月 日本電信電話株式会社 (NTT) 入社
1995年 米国ペンシルバニア大学ロースクール修了 (LL
M) (企業派遣留学)
1996年 ニューヨーク州弁護士登録
2001年 4月 NTTコミュニケーションズ株式会社へ転籍
2001年11月 司法試験合格
2002年 4月 司法研修所入所・会社は休職
2003年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)・会社へ復
職

10 NTTコミュニケーションズ 発信者情報開示制度への 対応

【池永】 では花田さんにお聞きしたいと思いますが、法務考査部ということで、法務と内部監査が一緒になっているというご説明だったと思いますが、花田さんはマネージャーとして、両方に責任を持っておられるのですか。

【花田】 いえ、違います。私は法務担当の方だけです。

【池永】 一つの部の中で法務と考査と分かれているわけですね。

【花田】 はい。

【池永】 先ほどのお話で、通信の秘密を守るということを非常に大事にしてきたというお話が非常に興味を引きましたが、その部分についてもう少し詳しくお話いただければと思います。

【花田】 あまり詳しいことは言えないのですが、例えば電話の逆探知が今でも行われています。これは、もともと通信の発信元を探知するという行為自体が、通信の秘密の侵害である。ましてや、それを第三者に漏らす、開示したら、もちろん通信の



進行役

池永 朝昭

● *Tomoaki Ikenaga*

第二東京弁護士会所属 (33期)

弁護士業務委員会副委員長
ドイツ銀行グループ
マネージング・ディレクター&ジェネラル・カウンセラー



司会

村本 道夫

● *Michio Muramoto*

第二東京弁護士会所属 (37期)

弁護士業務委員会委員長

※出席者の肩書きについては、シンポジウム開催時のものを掲載しています。

秘密の侵害である。そういうことで、逆探知が行われるときには、警察から依頼がありますが、そういったときの対応は非常に慎重にやっています。伝統的に法務部門が窓口として対応していました。

比較的最近の問題としては、皆さん新聞・雑誌等でご承知かと思いますが、インターネットに関わる法的問題が非常に多くなっています。具体的には掲示板や個人が作ったホームページ等で、権利侵害がされる。名誉毀損やプライバシーの侵害とか、あとは著作権、商標権等の侵害がされる。あるいはピア・ツー・ピアと呼んでいますが、WinMX等、訴訟になっているものもあります。インターネットでCDとか、DVDとか、そういった著作物を勝手に流通させるとか、そういった行為がかなり行われています。

そういった場合に、そのような違法行為はやめさせてくれ、削除してくれ、あるいは回線を止めてくれといった要望、さらにそういったことをやった人間は誰か、その身元を教えてくれ。こういった要望が、権利を侵害されたと主張される方から出てきます。これについては、従来通信の秘密を保護する義務を解除する法律上の根拠がないということで、ずっと拒否してきましたが、平成14年に通称プロバイダ責任制限法という法律が施行されました。

非常に厳しい要件がありますが、その要件を満たした場

合には、権利を侵害されたと主張される方に対して、その発信者の身元、当社のようなインターネットプロバイダが持っている発信者の氏名・住所等の情報を開示できるという法律上の制度ができました。

とはいっても、実際に名誉毀損があったのかどうなのかとか、非常に微妙な判断が求められるところです。今のところ発信者が開示していいと応じた場合以外は、任意で開示をするという事は行っておらず、結果的に要求される方が裁判を起こされる場合には、その裁判に対して応訴しています。最初は、営業部門にそういった申告が来ますが、基本的にどのように対応していくかということは、法務部門の方で相談を受けて、アドバイスして対応しています。

【池永】 インターネット関係の業務というのは、非常に増加傾向にあると理解してよろしいでしょうか。

【花田】 そうですね。この発信者情報の開示請求も、昨年末からレコード会社さんから何件も開示請求が出てくるとか、件数はかなり増加する傾向にあります。あとは、これもご承知のことかと思いますが、フィッシング詐欺とか、インターネットを使った色々な違法行為等がされることがあります。そういった場合は、やっている当の下手人は誰だか分からないので、そういった通信を媒介している通信事業者に、何とかしてくれとい

うようなことを言ってくるのがよくあります。

ただ、通信事業者というのは、伝統的には通信の内容には一切関知しないというか、関知してはならないということで、それがまさしく通信事業者のコンプライアンスだということやってきた関係もあって、その通信の秘密を守るということと、一方で権利を侵害されたという方の救済という要請も当然ありますので、そのバランスを判断していくということになります。

【池永】 今ご説明いただいた通信の秘密遵守、プロバイダ責任制限法への対応、あるいはコンプライアンスという業務の比率はどれぐらいですか。

【花田】 パーセンテージということは言いづらいんですが、20%ぐらいでしょうかね。

【池永】 残りの80%の部分についてですが、その部分はもっぱら取引とか、NTTコミュニケーションズが提供するサービスという部分の法務に関わる相談業務が多いのでしょうか。

11 個別契約の解禁に伴う社内業務

【花田】 そうですね。あとは、私は訴訟も若干は担当しています。それも比率的には10%ぐらいかと思います。何しろ会社に関わる法務関係は何でもやっていますので、それぞれの部分の比率は10%ずつぐらいになってしまっていますが、取引関係ということという

と、これは電気通信事業者ですからごく一般のサービスは、約款があって、それに基づいて提供していますので、そのサービス提供そのもので法務に相談に来るということはさほどありません。もちろんそこから、お客さんとの間でトラブルになった、クレームになったということでの相談はあります。

ただ、だんだん電気通信事業法が変わって、もともとは約款に縛られて、約款どおりの料金でやりますということになっていましたが、これも大きな法改正が昨年あって、普通に大手の企業さんと個別の契約でサービスを提供することができるようになりました。それに伴って、従来は「この約款どおりです」ということでやっていけばよかったのが、お客さんとの間で個別の契約を結ばないといけないケースが増えています。

従来の約款だと、責任の制限が非常にガッチリとされて、リスクを防いでいましたが、個別の契約ということに

なると、個別の取引に伴うリスクを見ていかなければならない。そういった点で、全く新しい今までなかったようなスキームを、複数の会社とか、代理店などが入ってやるような場合には、「これはそもそもどういった契約を各社の間で結んでやったらいいんでしょうか」といったところから相談に来ることもあれば、もう少し交渉が進んだ段階で来ることもあって、そのところはかなりまちまちです。

【池永】 新しいサービスを提供する場合に、法務として関与される段階というのは、企画あるいはアイデアが出ているような段階から関与されるのでしょうか。それとも、考えが割と固まってきた段階で、相談に乗られるということが多いのでしょうか。

【花田】 どちらかといえば、固まってきた段階で相談を受けるほうが多いと思います。

【池永】 国内業務のほかに国際業務はありますか。

【花田】 私は弁護士になる前は、国際関係の法務を主にやっていました。その当時は、NTTが1社だった時代でしたが、東南アジア等に何件も現地の通信事業者に出資等を行いましたので、そのサポートの業務をやっていました。

現在は、新しく海外に出資するという案件というのは少なくなってきましたので、そういう意味で国際関係の法務

業務は、現在私個人としてはあまり扱っていません。ただ、海外との間の複数のお客さん、あるいは他の通信キャリアとの間の契約等の相談も、法務部門としては来ていますので、そういった業務も法務部門としては行っています。

12 各社のレピュテーションリスクの管理と法務の役割

【池永】 先ほど梅田さんからレピュテーションリスクというお話がありました。会社に不祥事等々があった場合に、必ずしも法律的な問題ではないけれども、会社の名声が傷つくことによって、ビジネスが大変なダメージを受けますが、ここに関連する業務についてはいかがでしょうか。花田さん、梅田さんはそれに密接に結びついたところで仕事をされているようですが。

【片岡】 松下電器の場合は一般の消費者の方がお客様ですので、もちろん会社の信用とか、ブランドイメージを守るということは非常に大切な仕事であると理解しています。当社の場合「スーパー正直」という言い方をよくしていて、社会やお客様からの信用を守るということは、日々の仕事の指針とされています。

ただ、現在の私の仕事としては、その分野を特にやっているということではありません。先ほど申し上げましたように、私が所属する法務本部では専門特化が進んでおりますので、法務本部の中に企業



Yosuke Hanada
花田 容祐氏

倫理室とって、企業倫理の啓蒙活動などを専門に扱う部隊もあります。また、コンプライアンス系では、公正取引室とって、競争法周りの問い合わせ対応や啓蒙活動、内部統制の仕組み作りなどを専門に扱う部隊があります。

【池永】法務以外でレピュテーションリスクを管理する、または関与する部門というのは、NHKの場合はありますか。

【梅田】あればこういうふうになっていないと思います(笑)。

【池永】明快な答えをありがとうございます(笑)。

レピュテーションリスクを金融機関は非常に重視しています。私の勤務しているドイツ証券の場合は、わざわざそのためのコミッティが作られています。前田さん、投資の場合にはレピュテーションリスクというのは、どの程度考慮してやられているのか、不動産投資の観点からお話いただければと思います。

【前田】特に社内で基準があるわけではありませんが、暗黙の了解として、変な物件はやめよう。例えばいわゆるパチンコ屋とか、風俗の店が入っているビルとかです。ですから、本当に堅いもの、要するに生命保険会社が持っているものを選ぶというのが、我々の共通の理解になっています。もう一つはテナントです。どういうテナントさんに入っていたか。やはりビルに見合ったというところもありますが、ちょっと評

判のよくなさそうなところは、入っていただけるとありがたいんだけどもお断りするとか、そういうことは常に意識しています。

【池永】相談が持ちかけられリーガルアドバイスとか、レピュテーションリスクに関わるような部分のアドバイスをされた後、企業内ではどういうことが起きるのか。多くの場合、そのアドバイスが受け入れられて、そのとおりになっていくのか、あるいは別の決断がなされるのか。その辺をお話いただければと思いますが。

【片岡】例えば合法・違法の判断を迫られて、法務が違法だと言っているのに、事業体がそれを無視して突っ走ることがあるのかというような極端な話を想定するとすれば、そのようなことは有り得ないです。そもそも法務に相談に来るということは、違法行為をしたくないから、どうすれば合法かを知りたいから来ているわけですから、法務が合法・違法の判断をしたのに、それに反する動きになるということは想定できません。

では、松下電器に不祥事が全くないかといえば、残念ながらそんなことはなくて、公正取引関係の問題等を過去に発生させていますが、そのような不祥事は、法務に相談があって法務がダメだといったのに無視して行われたとか、法務が日和って合法意見を出したから行われたとかではなく、法務が関知しないところ

で発生してしまっています。現場の問題を法務に吸い上げることができなかった、内部統制システムができてなかった、というところに問題があるということです。

【前田】私どもの会社は全部で60人という小さい会社です。基本的に我々がやっていること、それから他の部門がやっていることはよく分かっています。書類等も全部法務部に回ってきますので、そこで逐一チェックして、あるいは色々な問い合わせにも答えていく中で、我々の管理している以外のことを勝手にやるということは有り得ないと考えています。

【梅田】うちも同じで、違法であることがきちんと判断し得るものについて、我々が「違法です」、もしくは「こうするとこういう権利がなくなってしまうから、やめましょう」とか、明確に判断ができることについて「こうです」と言った場合に、それに反することをやるというのは考えられません。

基本的にうちは馬鹿正直な会社です。200円の印紙を貼るかどうただけで、平気で何時間も議論をします。かなり厳密に法律を守っている方だと思います。というか、守ろうという意識があります。

若干先ほどの話にも関わってきますが、よく分からない部分とか、もしくはもともと違法かどうかという問題ではないけれども意見を求められ

ることはあります。まさにコンプライアンス的な観点で、例えばまだ施行されていない法律だけれども、来年こういう法律ができそうであるとか、そういうものではないけれども、一般的にこういうことはすべきではないということで、弁護士の立場から意見を下さいという場合があります。意見を言っても、必ずしもそうなるとは限らない部分も若干ありますが、法的な判断がし得るものについては、それが覆るということは、少なくとも私が4年ちょっといた経験ではありません。

【花田】 私どものところも、本当に違法だと、これは独禁法違反だということを法務の方で断言して、それでもやってしまうということは基本的にないと思っています。下の担当者のレベルでなかなか納得しないようなときは、事業部長とか、そちらの方まで上げて行って、最終的には社長まで行って、それで違法だけれどもやれということはありません。

ただ、レピュテーションリスクという話がありました。違法ではないけれども、こういった取引なり、サービスなりをしたら、非常に苦情が来るとか、評判を落とすのではないですかといったアドバイスとか、あるい

はこういった契約を結んだら、間に当社が挟まってしまって、何か起こったときに過大なリスクを負う可能性があるのではないですかとか、そういったたぐいの**合法・違法ではないアドバイス**については、言うことは言って、それでも**事業部長の方が、こういったリスクがあるということを判断した上でやられるのであればやっていただくというケースもあります。**

13 金融機関と事業会社の法務の比較

【池永】 金融機関の場合、前回の座談会（『NIBEN Frontier』2004年12月号～2005年2月号掲載の「シンポジウム企業内弁護士」）でもお話ししましたが、法務やコンプライアンスへの相談案件には、業法規制法上やっっているのかどうか、非常に判断が微妙なものが多く、明白に合法だ違法だというのはほとんどありませんので、かなり判断に苦しむ場合があります。そこで私どもが

考えるのは、まずその商品について、規制の趣旨を考えて、そこから演繹して、この商品は適法と言えるのかどうか、グレーなエリアであるけれどもこれは適法であるというポジションを決める場合には、どういった説得的な論理を展開して規制当局に説明できるか、そういうスタンスで検討します。その際に、当然、商品売りたい営業部門と、かなり色々な議論をします。私どもも、営業部門との討論の中で、自分の意見がある意味で保守的すぎたりする場合には、少し引いたりすることもある。さらに法務としての考え方がはたして正しいものなのかどうかを確認するために、外部の法律事務所を使って意見を聞くことも多いです。外部の法律事務所でも、最初に出てくる商品なので、専門的に「いいです」と言える人は誰もいないのが通常ですが、外部の弁護士との対話をサウンディングボードとして使わせていただいて、自分たちの論理、あるいは考え方が正しいのかどうか確認していく。これは前回の座談会のなかで、メリルリンチの天野正人弁護士がご説明されていたんですが、そういったやりとりの中で、だんだん考えが固まってくる。そういった経験というのは皆さんおありでしょうか。

【片岡】 ないですね。前回の座談会の記事を読ませていただいて思ったのですが、**金融系のインハウスの先生方のお**



Yasuhiro Umeda
梅田 康宏氏

仕事は極めて専門的という特徴的というか、私が普段している仕事とは相当違うなと思いました。私どもの仕事は、監督官庁など公的機関との関係ではいけない違法行為と、してもいい合法行為があり、ある行為が違法か合法かが問題になるという種類の仕事はあまりありません。公正取引関係くらいでしょうか。どちらかという、国民の関係でビジネス上のリスクやレピュテーションリスクを検討したり契約関係の解釈をして、違法か合法かではなくどこまでリスクを取れるかとどちらがより有利かといった判断をする、あるいは、判断のための材料を提供する、という業務が中心となります。

【池永】 花田さん、電気通信事業法というのはかつて非常に規制の色彩が強い法律だったと思いますが、ご自身の経験で、そういった解釈等で規制当局と解釈が違うことも有り得るという場面に出くわされたことはありますか。

【花田】 この辺の事情は、今私のいるNTTコミュニケーションズ株式会社と、NTT東日本、西日本とは、かなり状況が異なっています。NTTの1社時代、あるいは今のNTT東日本、西日本というところは、もともと各家庭に行っている回線が独占だということで、色々な規制をかけられていた、今でもかけられているというところがありますが、NTTコミュニケーションズについては、その辺の設備を持

たずに来た会社ですので、独占性に伴う規制というのは基本的に存在していません。

一定の電気通信事業者にかかる規制ということで、従来、約款の認可ないし届出というのがあって、その約款に沿ったサービスや料金でなければならぬというのがありましたが、その点についても普通の相対の契約ができるようになってはズレてきたので、今NTTコミュニケーションズに関しては、規制当局との間で一番問題になりそうなものは、先ほど申しあげた通信の秘密の侵害のところです。

例えば迷惑メールの問題が生じたとして、その迷惑メールを発信している契約者を探知して、その契約を解除してしまうということが、事業法に定められている提供義務等との関係でどうか。あるいは通信の秘密の侵害にあたらないか。そういった問題が出てきたときは、ふつう裁判所に行くということは考えられなくて、契約を解除されたり、不利益を被ったと主張される方から、総務省に申告等がある可能性が高いですので、そういったところで総務省との対応は出てくるのではないかと考えています。

あとは、今巷を騒がせている情報漏洩の問題は、個人情報保護法の問題もあって、この関係では、法律が全面施行されるのは4月からですが、規制当局との色々な交渉等が出てくるのではなからうかと考えています。

14 企業内における 弁護士の独立性

【池永】 ありがとうございます。今のお話から、金融はかなり特殊だなと思いました。皆さんの会社の業種では、営業部門と完全に意見がぶつかって、法務がリスクが高いから反対だと言っているのにやってしまうということは、ほとんど考えられないということだと伺いました。

この点について、企業内弁護士が増えていっても、はたして企業のなかで弁護士としての独立性は確保されるのだろうか、いざとなれば指揮命令関係でガンと来て、それを聞かなければ辞めるか辞めないかということになってしまっているのではないかと懸念がしばしば表明されてますが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

【片岡】 その質問は本当によく受けますが、おそらくそのような懸念が出てくるのは、前提として、会社は違法なことをしたがついていて、違法な考えを指揮命令関係を利用して押し付けてくると、そういう前提があるのだと思います。

しかしながら、会社はコンプライアンスに反することが自らの命取りになることを十分知っていますし、私に対する指揮命令権を持つ上司ももちろん悪いことをしてやろうと考えるわけもないし、実際に考えていませんので、自分の意に反して違法な意見を言わせられるということは、そもそも想定できませんし、今までも一度もありませんでした。

【前田】 私も基本的に同じです。アメリカの会社ということもありますが、弁護士の意見を非常に大切にというか、尊重している会社ですので、リーガルの者がダメと言ったら絶対にしない。それははっきりしています。

【片岡】 会社が弁護士を使って法律知識を駆使して違法スレスレの不当なことをするのではないかという懸念をもたれるのは分かります。でも、それは企業に入ったからどうというわけではなくて、その弁護士の姿勢の問題ではないでしょうか。別に企業内弁護士ではなくても、顧問でも悪いことに加担する人はいますから、企業内弁護士ということで特にそういう懸念を持たれるのは、ちょっと筋が違うのではないかと思います。

【梅田】 まったく同意見です。

どちらかという企業内にいる方がディシジョンメイキング、決定したり何だりというプロセスの中にいたことが丸わかりなので、「自分は中のことまで知りません」という言い訳が通じない分だけ、我々としては厳しい立場にある。逆に積極的に違法なことを止める。気がつかないでやってしまうことすら積極的に止めるようなことをしない限り、自分の身が危ない。

ですから、適法なことは適法、違法なことは違法だと言うことが、自分の身を守るために必要不可欠ですから、その点では相乗効果というか、外にいる人よりもはるかに強い必要性があります。会社のためにも、自分の身を守るためにも、中にいればいるほど違法なことをしない可能性がどんどん強くなっていくと思います。

【花田】 私も基本的に同意見です。皆さん同意見ということであまり議論にならない感じもしますが、会社といっても千差万別ですので、ある一つの小さな会社が1人弁護士を雇って何をやるかということ

ころまでは、何とも言えないところがありますが、もともとレピュテーションリスクというのが問題となるような上場の大企業で、コンプライアンスも考慮しなければならないようなところであれば、法務部門として事業部門に対して独立性を持っていないはずではないはずです。

そのように法務部門がきちんと機能している会社であれば、企業内弁護士だということによって特別のコンフリクトというか、弁護士倫理上の心配をする必要はないのではないかと思います。逆に、そういった心配をする必要があるような会社であれば、企業内弁護士が入るようなことにはならないのではないかと思います。

【片岡】 私は、会社に入ってからの方が、判断が明らかに保守的になりました。会社の法務社員は外の弁護士の先生方よりよほど保守的な判断をしていると思っています。

【池永】 それは私もまったく同感です。外部の弁護士の場合は、常に「その事実は聞いていませんでした」という言い訳ができる立場にあります。見解が食い違ってあとでおかしくなったときなど、そういう言訳が出てくる場合があります。頷いておられるところを見ると、皆さんそういう経験がおありになると思うんですが、社内弁護士はまったくその弁解が通じないという立場にあります。

(次号につづく) 

Norimasa Maeda
前田 則政氏

